

※13 (頭注)
「頼大小御目付へ直切紙、以来相止、表
使者口上書二相直候、」

一、公辺格別之御少略二而、来年頭廻勤等之節、
装束供召連候二不及旨御触達有之二付、左之
伺書御頼大目付堀伊豆守様へ差出、同廿九日
御付札相済御渡有之、

※14
遠江守儀四品就被仰付候、来年始登城并両
山参拝之節狩衣着用可致候、供之儀廻勤之
節者装束供不召連、登城并両山参拝之節者
装束供召連候方ニ可有御座候哉、此段御問
合申上候、以上、

十二月廿六日
南部遠江守家来
井上 薫

南部遠江守家来
井上 薫

※14 (頭注)
「御付札

書面之通者装束供召連候二不及候、」

一、御用番久世大和守様より、京都へ口宣御頂
戴之御奉書御渡可被成候間、今日中迄人罷出
候様公用人切紙到来二付、例之通受報差出、
即刻御留守居罷出、御取次へ御呼出二付罷出
候段申述扣居候处、無程公用人罷出、京都御
所司代脇坂淡路守様へ御老中様方御連名之御
奉書迄通被成御渡候二付受取之、早速京都へ
使者差登可申候段申述引取候、委細之儀者一
件別卷二記之、

一、御昇進一件帳・御借用御例書等書抜御前望
二付、為挨拶左之通御贈被成候、

一、白銀式枚
織田兵部少輔様御留守居
長谷部 肇

一、同
織田山城守様御留守居
上倉平太左衛門

一、美濃紙三拾帖
利倉善佐

右者早川五郎兵衛より御坊主利倉善佐へ申
談、長谷部肇を以柏原様御帳内借致候御挨拶、
薩州様衆早川迄為持越候事、

一、金三百疋
早川五郎兵衛
書役

右柏原様御帳急写取遣候御挨拶被下之、

一、金五百疋
毛利左京亮様御留守居
尾崎市三郎
同 書役

一、同式百疋
同 書役

一、銀式枚
桜田様御留守居
加嶋加録
同 書役

一、金式百疋
同 書役

右御留守居奉札を以差出之、春二相成、御
帳面相返候節者輕キ御挨拶有之、委細一件
帳後ノ卷二記之、

松平薩摩守様御留守居

一、御袴地 充
銀七枚
半田嘉藤次
早川五郎兵衛

右へも被下物有之、御内輪二而被取計之、
且書役へも同断、

十二月廿八日

一、御用番牧野備前守様へ歳暮御祝儀、御留守
居御使者を以被仰遣之、

但當御席並歳暮御直勤無之御並也、尤御非
番御老中様へも御使者可被差出筈之处、震
災、御老中様方遠方御住居二而、御用番様
へ計相勤候様御触達有之二付右之通、

一、高家肝煎武田大膳大夫様へ、表御使者を以
左之通被仰遣、

甚寒之節弥御堅固珍重存候、拙者儀昇進後
来年頭初而致登城候二付、於殿中御心添被
下候様致度、且御同列中へも宜御通達可被
下、御頼以使者申達候、

一、御酌高家京極丹後守様へ、同所御使者被遣
之、御同列中と申御口上無之、

一、御時服渡、中奥御小姓石川伊予守様へ同断、
御使者者被遣之、

一、御引請様并来正月二日御登城之御同席様方
へ、御留守居御使者を以左之通被仰遣之、

甚寒之節弥御安全被成御座珍重存候、拙者
御昇進後来年年初而致登城候二付而者、殿
中向万端格別御心添被下様致度存候、右御
頼以使者申達候、

(帳末)
八戸
御留守居

本田 伸

青森県立郷土館 研究主幹

竹村俊哉

青森県立郷土館 主任学芸主査

青森県立郷土館

〒〇三〇—〇八〇二

青森市本町二丁目八番四号

一、金百疋充

同心

川村幾太郎

小塚惣太郎

永野宇右衛門

山田常次郎

一、同三百疋

御頼町与力

一、同式百疋充

東条八太郎

稻沢弥一兵衛

都筑十左衛門

金子与七郎

御頼町同心

一、同百疋宛

成尾直左衛門

高柳金太郎

穴戸郷藏

御頼町長屋御門番

松村太兵衛

御勘定所同心

川上勝藏

寺井条助

御頼火消与力

鳥山金之助

同心

嘉山忠左衛門

一、同式百疋宛

御頼御普請方

芝山善藏

同 肝煎同心

福田繁左衛門

下座見

和田市五郎

三大手下座見并御

老中様方御門之下

座見下乗注進番

右者出入下座見より願出御供頭取計之、

十二月廿五日

一、御用番牧野備前守様へ左之御伺書差出候处、

正月御用番久世大和守様へ差出候様御差図二

付差出候处、御落手被成候、

私儀下給難儀仕候付、不苦儀御座候者、来

年始登城并上野・増上寺御靈屋へ参詣仕候

節装束、下足袋用候様仕度奉存候、此段宜

御差図可被下候、以上、

十二月廿五日

南部遠江守

※12

※12 「翌日」

御付札

足袋用可被申候、

一、御昇進御礼御登城之節差掛御坊主部屋借用

二付、右御挨拶左之通、

干鯛 一折

御樽代 三百疋充

御同朋頭

岡田常阿弥様

半田丹阿弥様

石川金阿弥様

右表御使者を以被遣之、

御坊主組頭

一、金三百疋充

中村道勝

宇佐美春陸

横山宗叔

火ノ番役

白石円宗

物書役

小谷宗意

陸尺四人

御世話申上候、

一、同百疋充

一、同式百疋充

関 正三

鈴木宗濟

水谷斎跡

関 林雪

高橋栄格

徳力三益

前田久盛

渡辺宥斎

同人

一、別段金式百疋

右者都而引請御用取扱候二付被下之、且組頭

已下へ之被下、同人迄為持頼差越候事、

十二月廿六日

一、久世大和守様より今日中迄人罷出候様公用

人切紙到来二付請報差出、即刻鈴木彦四郎参

上之处、昨日被差出置候御足袋御伺書へ御付

札相済、公用人を以御渡被成、内見相断、遠

江守へ可申聞旨申述引取、御門前二而暫見合、

立帰、御差図済之御礼口上勤御取次留置可申

聞旨挨拶、

一、右御差図済二付、御頼大小御目付様へ御案

内御切紙差出之、

以手紙令啓達候、然者拙者儀下給難儀致候

二付、来年頭登城并上野・増上寺御靈屋へ

参詣之節装束、下足袋相用申度旨、御用番

へ伺書差出候处、伺之通御差図相済申候、

各御案内如此御座候、以上、

十二月廿六日

堀 伊豆守様

岩瀬修理様

尚以御同役中へも御通達可被下候、以上、

但御端書者大目付様計、

一、金貳百疋充

平御頼

関 久円

岩原項伯

岸本玄斎

広瀬正益

渡辺円済(寄力)

中村道順

村山清林

徳力孝益

水谷良跡

西丸同

吉野栄済(寄力)

八田宗円

山口弘佐

木村玄筑

御数寄屋

竹内宗伝

鈴木一斎

御頼並

中尾祐務

関 孝育

同

山本道井

御頼御小人目付

春日井忠次郎

一、金三百疋

右御昇進御当日御箱操込方并御礼之節共出張御世話申上候二付被下候、

一、同貳百疋

右同断二付被下之、

出役御小人目付

一、同 百疋

右御箱操込之節御門断等致候二付被下之、

一、金貳百疋充

台用世話役三人

貳ッ

右御用召并御礼之節両度部屋借二付被下之、

一、同 五百疋

右御昇進為御祝被下之、

一、金貳百疋充

御頼御徒目付

田中勘左衛門

手嶋重四郎

西丸同

高橋治郎兵衛

御頼御小人目付

春日井忠次郎

一、同 百疋充

津田一三郎

堀江六五郎

西丸同鑑札

池永観十郎

御徒目付組頭

依田源十郎

一、同三百疋充

吉川一郎兵衛

満田作内

出役御徒目付惣中

菅野一郎

一、金三両

高郡市蔵

小沢伝之丞

森 又太郎

清水熊之助

薄根平三郎

河野忠蔵

石川統之助

山内誠三郎

村田耕司

望月朔太郎

石川治左衛門

御頼御玄関番

菊池勇助

小永井藤左衛門

篠原辰四郎

内田栄蔵

西丸同

池永丹次郎

荒井卯七

高野仁三郎

当番御玄関番惣中

大橋善五郎

小泉百助

堀口新八郎

久松和平

大塚賀十郎

直井重作

太田太源太

狩野弥三郎

鈴木岩五郎

中川時次郎

坪山勘之助

蓬 大次郎

鈴木陸助

中村清九郎

高橋徳太郎

御頼中ノ口番

鎌方弥次左衛門

安原助市

高橋孫兵衛

岩本鋏三郎

中ノ口惣中

御頼進上役

中戸忠之助

御頼百人組与力

吉田新兵衛

一、大坂御城代土屋采女正様へ右同断、都而御若年寄様之通二而御取次御使者二而被遣之、一、左之御方々へ同断、御太刀一腰・御馬代銀壹枚充、表御使者を以被遣候、御目録奈須引合折紙、銀ノ台無之、

御当番御奏者番 西尾隠岐守様
御披露御奏者番 阿部播磨守様
御肝煎御奏者番 安藤長門守様

御側衆

本郷丹後守様
平岡丹波守様
渡辺能登守様
根木様大内記様
夏目左近将監様
大久保駿河守様
石河美濃守様
岡部因幡守様
小笠原若狭守様
太田播磨守様
但西丸御側衆へも御進物同断之处、此節西丸明キ二付無之、

大目付

堀 伊豆守様
柳生播磨守様
土岐丹後守様
跡部甲斐守様
筒井肥前守様
御頼御目付
岩瀬修理様
御頼御先手
當時明キ
御頼奥御祐筆組頭
東条平左衛門様

同奥御祐筆

上倉彦左衛門様

一、御奏者三軒へ之御口上左之通、拙者儀今日四品之御礼首尾好申上、難有奉存候、其節者万端預御世話忝存候、為御挨拶目録之通以使者致進覽候、

御目録左之通、

御太刀 一腰
御馬 一疋

以上、

南部遠江守

一、御側衆已下へ之御口上左之通、拙者儀今般四品之御礼首尾好申上、難有奉存候、依之相祝目録之通以使者令進覽候、但御目録者段々爰許を以勘弁相調可申候事、

御目録

御太刀 一腰
御馬 一疋

已上、

南部遠江守

御祐筆様へ之御目録、御名不認左之通、

御太刀 一腰
御馬 一疋

已上、

一、松平薩摩守様并御引請松平陸奥守様・松平肥前守様・松平大膳大夫様・伊達大膳大夫様へ、今日四品之御礼無御滞被仰上候段御案内、御留守居奉札を以被遣候、

一、御同席様御始其外様へも、向々より追々奉札被差出、

一、今日為恐悦御坊主衆始御出入之面々追々参上、御吹物・御酒・御料理被下候、御目録者

追而被遣候事、

一、日光御門主様御三方様より御歛御使を以被仰遣、右御礼御席並二而即日差出二不及、両三方之内追々差出候事、

一、西本願寺より御歛御使僧来御挨拶、御取次御使者被差出候、

一、御同席様御始御間柄之御方様より追々御歛御進物御使者二被進之、御仕成二准御答礼御使者被差出候、爰二略之、

一、御目付大久保右近将監様へ、表御使者を以左之通被遣之、

干鯛 一折
御樽代 貳百疋

右者御昇進之節御箱操入方等之儀御差図被下候為御挨拶、御目録之通、

一、今度御昇進為御祝、追々御目録左之通被下、御留守居奉札を以差出候、

一、金三百疋
御坊主組頭
高瀬友膳
小出春陸
横山宗叔

御懇意御坊主
渡辺宥斎

関 正三
鈴木宗濟
水谷斎跡

徳力三益
関 林雪

高橋栄格
前田久盛

西丸同

津川九栄

一、今日四品御昇進之為御札御登城被遊候二付、御留守居野中鉄与熨斗目・麻上下着用、今曉七時半頃出宅御門明、御献上之御太刀目録・黄金者下役懷中、御玄関より持上、尤例之通向々へ相届、御坊主鈴木宗^{（高カ）}濟へ御太刀目録・黄金箱并御据台共相渡、追而御蘇鉄之間二而御坊主組頭罷出御献上物受取候旨申聞候事、一、御門前・御玄関前三組飾手桶差出、御門番人看板相改候儀、掛りく二而取計候事、一、六半時御供揃二而織御熨斗目・御長袴被為召御登城被遊、御留守居宮寺直記熨斗目・麻上下二而少々御先へ罷出、中ノ口より上り御廊下辺へ御出迎、殿上之間辺二而御長袴被為御、此時御出入御坊主衆御世話申上一旦大広間へ御着座之上、御坊主部屋御借用二付夫へ被為入、左之手札大目付様へ御坊主を以差出、

唯今致登城候、

南部遠江守

御献上御品付手札、御坊主へ相渡、

御太刀 代黄金拾両 一腰
御馬 一匹
南部遠江守使者

四品之御札 野中鉄与

一、御奏者番様方・御目付様方追々御登城、御習札被為濟、御坊主部屋二而御用意之御長袴御召替被遊、
一、無程御表出御、於御白書院四品之御札無御滞被仰上、御退出、
一、御出席左之通、 御老中様御一同

御披露御奏者番 阿部播磨守様
御当番御奏者番 西尾隠岐守様
肝煎御奏者番 安藤長門守様

大目付

土岐丹波守様
堀伊豆守様
柳生播磨守様
筒井肥前守様

寄七

御目付

松平久之丞様
木村勘助様

一、大広間御杉戸際二而無御滞御札被仰上候段奉伺、中之口二被付置候御仲小姓走り使へ左之手札相渡、御屋敷へ御注進申越、

四品之御札

無御滞被 仰上候、

野中鉄与

一、今日御坊主部屋差掛御借用、御召替被遊候二付、御先詰御例衆老人御召替之御品并御弁当持参、御坊主部屋縁類二詰居、相勤候事、
一、御退出、掛御用番牧野備前守様へ、御例勤御口上書、

南部遠江守

私儀今日四品之御例申上、難有仕合奉存候、
右為御例致参上候、
右奉書半切、御扣共式通、上包無之、

※11

（付箋）

※11「致伺公候二而可然候、」
一、御若年寄御月番鳥居丹波守様へ、御留守居御使者を以御口上書、
拙者儀今日四品之御例申上、難有仕合奉存

候、依之以使者申達候、

南部遠江守

一、御非番御老中様へ者御昇進之節伺之上、御札勤無之二准、勤向無之、

一、今日御供御用人并御刀番熨斗目着用可仕候処、公辺より嚴敷御省略被仰出御改革中二付、服紗上下二而罷出、

一、御昇進御札濟二付御老中堀田備中守様・阿部伊勢守様・牧野備前守様・久世大和守様・内藤紀伊守様へ御太刀一腰・御馬代銀一枚宛白木台被遣候二付、御留守居助役鈴木彦四郎・井上薰御使者相勤之、御口上左二、
私儀今日四品之御札申上、難有仕合奉存候、依之目錄之通以使者致進上候、

御目錄奈須引合折紙

御太刀 一腰

御馬 一疋

以上、

南部遠江守

一、京都御所司代脇坂淡路守様へ右同断、都而御老中様方之通御取次御使者被遣候、

一、御若年寄鳥居丹波守様・本多越中守様・遠藤但馬守様・本庄安芸守様・酒井右京亮様へ、御留守居助役右兩人二而相勤之、御太刀一腰・御馬代銀壹枚宛白木台、御口上左二、

拙者儀今日四品之御札申上、難有仕合奉存候、依之目錄之通以使者致進覽候、

御目錄奈須引合折紙

御太刀 一腰

御馬 一疋

以上、

南部遠江守

※10 (付箋)
「御元帳之通二候へ共、難有仕合ト申文
ハ除キ宜哉ニ相考候、」

右中広裏白、上包美濃紙折懸、上二御双方御
名中之通、脇付無之、

一、右御請書差出、引続被献物之御届書差出之、
御落手被成候、

御太刀

御馬 代黄金拾両

一腰
一匹

右之通明廿三日四品之御札申上候節献上仕候、
以上、

十二月廿二日 南部遠江守

右奉書半切、上包美濃紙折懸、上二御名計認
之、

一、御頼大小御目付様へ御案内御切紙、御仲小
姓使を以被差出之、

以手紙令啓達候、然者明廿三日四時登城、四
品之御札可申上旨候、今御老中連名之切紙致
到来候、右御案内如此御座候、以上、

十二月廿二日

堀 伊豆守様

岩瀬修理様

尚以御同役中へも御通達可被下候、以上、
但御端書者大目付様へ計、

一、右二付、明日、御当番之御奏者西尾隠岐守
様へ表御使者を以左之通仰遣、

甚寒之節弥御堅固珍重存候、然者拙者儀、明
廿三日四品之御札申上候様御老中連名之切紙
到来二付、於殿中御心添被下候様致度御頼、
以使者申達候、

一、御同朋頭半田丹阿弥様・石川金阿弥様・岡
田常阿弥様へ同断御使者被遣候事、

一、松平薩摩守様 松平陸奥守様

松平肥前守様 松平大膳大夫様

伊達大膳大夫様

右御方々様へ四品之御札被仰上候様、御老中
様御連名之御奉書御到来之旨為承知、御留守
居奉札を以被仰遣之、

一、明日御登城二付、御懇意御坊主衆へ殿中取
持頼、御留守居より手紙差出候事、

一、明日之被献物御仕立向々相改御覧有之、
進上

御太刀

御馬 代黄金拾両

一腰
一匹

以上、

南部遠江守

信順

右越前引合式枚重、式ツ折、上包中奉書紙、
角二御名、

南部遠江守

御扣

一、御太刀上之葵上リ一腰、紙袋入、
一、黄金御据台、白木粉引、

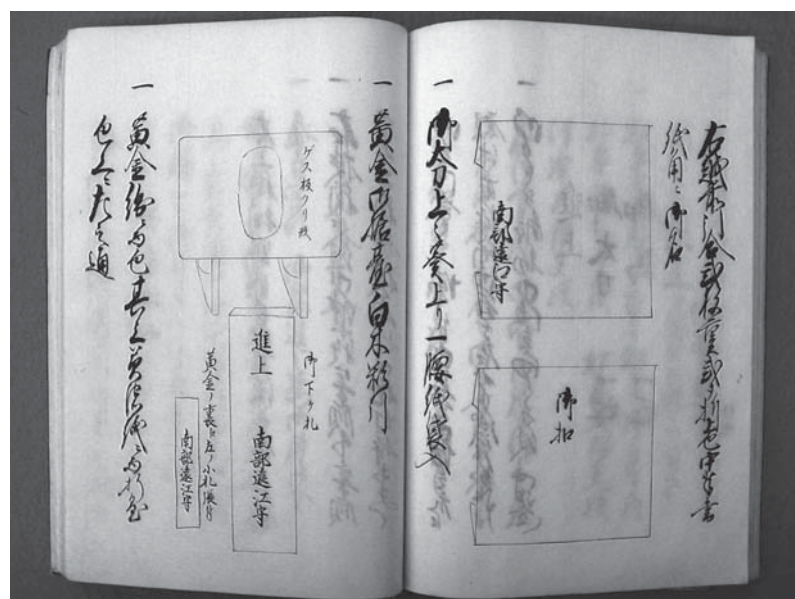
御下ケ札

進上 南部遠江守

ガラス板クリ形
(この部分は
次段写真を
参照のこと)

黄金ノ裏へ左ノ小札張付

南部遠江守



一、黄金綿二而包、其上美濃紙二而折懸、包上
二左之通、

黄金拾両

右上箱桐、野郎蓋、寸法并厚サ黄金二准ス、
一、右挟箱へ入組、御仲小姓・宰領・下宰領・
御太刀箱持・挟箱持・御挑灯持等、夫々達置
候事、

十二月廿三日

一、松平薩摩守様へも同断被進、外別段御世話被進候御礼旁、

熊毛御障泥 一指 白木箱入
御台白木

(一) 青竈詰 一折 御台白木

但御同所様へ者御直勤も相済候旁御口上書無之、御内輪之御口上二而御留守居相勤之、

十二月廿日

一、御奏者番西尾隠岐守様衆より左之通申来、以手紙致啓上候、然者来ル廿三日其御許様四品之御礼可被仰上と被奉存候、隠岐守就当番御献上物員数被致承知度被存候、此段各様迄從拙者共宜得御意旨被申付、如此御座候、以上、

十二月廿日

尚以御問合之後、若御相違之儀も候ハ、早々被仰下様被致度被奉存候、此段も可得御意旨被申付候、以上、

南部遠江守様 西尾隠岐守内
御留守居中様 加納岩馬

返札如左、

御手紙致拝見候、然者遠江守四品之御礼申上候節献上物員数御問合之趣、致承知候、

御太刀 一腰
代黄金拾両 壹疋

御馬

右之通致献上候、此段御答可得御意、如此御座候、以上、

十二月廿日

尚以御端書之趣致承知候、以上、

一、御当番之外御奏者番青山大膳亮様・稲垣安芸守様衆よりも同様問合有之、返札右同断、

十二月廿一日

一、今日歳暮御祝儀御時服御献上、都而是迄之通違無之、

一、同断二付、御老若様、其外御掛共是迄之通、尤御目録認方、御老中様分も進上書相止、
一、御引請松平陸奥守様・伊達大膳大夫様へ追々御直勤御吹聴御頼等御通之上、厚被仰込候事、

但松平肥前守様・松平大膳大夫様者、先達而御類焼後御中屋敷御住居二而御客御断二付、御出無之、

十二月廿二日

一、御頼大目付堀伊豆守様へ御昇進二付御明細書三枚差出、内老枚者御実名へ仮名付也、

高貳万石 陸奥 本国甲斐 実父故松平榮翁
生国武藏 養父故南部左衛門尉

南部遠江守信順

天保九戊戌年十二月初而御目見、卯四十三歳

同年同月十六日叙爵被仰付、居所奥州八戸

天保十三壬寅年五月十一日家督、

安政二乙卯年十二月十六日四品被仰付、

明細書

南部遠江守

一、夕八半時頃御老中様御連名之御奉書、御用番牧野備前守様より以御使者御到来、御取次受取之、御用人へ差出入御覽、御請後は可申

上旨御用人罷出御使者へ及挨拶、御取次一同御式台迄送候事、

明廿三日四時登城、四品之御礼可被申上候、以上、

十二月廿二日

内藤紀伊守
久世大和守
牧野備前守
阿部伊勢守
堀田備中守

南部遠江守殿

南部遠江守殿

堀田備中守
阿部伊勢守
牧野備前守
久世大和守
内藤紀伊守

一、右御到来二付左之御請書、御用番牧野備前守様へ御留守居御使者を以被差出、尤此度より御席並二准御文格差略有之、
御連書致拝見候、明廿三日四時登城、四品之御礼可申上旨奉畏、難有仕合奉存候、
御請如斯御座候、恐惶謹言、

南部遠江守

十二月廿二日

信順 御判

堀田備中守様
阿部伊勢守様
牧野備前守様
久世大和守様
内藤紀伊守様
参人々御中

※10為

差図之趣ニ御座候、以上、

十二月十八日 南部遠江守

覚

一、御老中様方

御太刀

一腰

干鯛

一箱

御馬

代銀一枚

一疋

一、若御年寄様方

御太刀

一腰

御馬

代銀一枚

一疋

一、御側衆様へ

御太刀

一腰

御馬

代銀一枚

一疋

右者遠江守四品被仰付候御札申上候節、御贈物可仕哉、奉伺候、以上、

南部遠江守家来

十二月十八日

野中鉄与

※9 (頭注)
「十九日 御付札

伺之通相贈候様可仕候、」

例書

一、御老中様方

御太刀

一腰

干鯛

一箱

御馬

代銀一枚

一匹

一、若御年寄様方

御太刀

一腰

御馬

代銀一枚

一疋

一、御側衆様へ

御太刀

一腰

御馬

代銀一枚

一疋

右之通文化十二亥年十二月廿八日、織田出雲

守様四品御札被仰上候節、御贈被成候趣ニ御座候、以上、

十二月十八日 南部遠江守家来

十二月十八日 野中鉄与

十二月十九日

一、御用番牧野備前守様公用人中より、今日中老人罷出候様御呼出切紙到来ニ付、受報差出、即刻御留守居罷出候处、献上并贈物御調書へ御付札相済、公用人を以御渡被成受取之、御門前ニ而暫見合、御差図済之御札御使者立帰相勤之、御付札之次第者伺書之上ニ認有之、一、献上伺済ニ付、御頼大小御目付様へ御案内御剪紙者御仲小姓使を以差出、左之通、以手紙令啓達候、然者拙者儀四品之御札申上候節、献上物之儀御用番へ相伺候处、御太刀・金馬代可致献上旨、御付札を以御差図相済申候、此段為御知如此御座候、以上、

十二月十九日

堀 伊豆守様

岩瀬修理様

尚以御同役中へも御通達可被下候、以上、

右御端書者大目付様計、

一、御用召御昇進之節、御坊主部屋御借用ニ付御挨拶左之通、表御使者を以被遣之、

御同朋頭

一、干鯛 一折と

御樽代 三百疋ツ、

右表御使者ニ而被遣之、

御坊主組頭

中村道勝

一、金三百疋充

(宛 以下同)

宇佐美春陸

杉山道筑

火之番役

関 久円

物書役

小谷宗意

陸尺四人

関 正三

高橋栄格

関 林雪

渡辺宥斎

別段弍百疋

右 同人

右者万端宥斎取計ニ付、御使者ニ而被遣之、外者同人迄頼為持越候事、

一、御引請松平陸奥守様・松平肥前守様・松平大膳大夫様・伊達大膳大夫様へ御直勤可被成候处、御延引相成候ニ付、左之通御留守居御使者を以追々被遣之、御口上書左ニ、

甚寒之節御座候处、弥御安全被成御座珍重存候、然者今般御同席へ罷出候ニ付、万端格別厚御心添被下候様及御頼候处、御承知被下忝存候、随而目錄之通致進上候、尤持

参可致候处、此節取込罷在、延引相成候間、時候御見舞旁先以使者申述候、

一、御目錄中高檀紙弍枚重、弍ツ折、左之通、

進上

御太刀

一腰

御馬

代銀五十両

一疋

以上、

南部遠江守

但伊達様へ者進上書不認、

御付札

可為伺之通候、尤押并雨具持者供二
者不召連、為用弁入置、用向濟次第
下馬へ為退、傘持之儀者雨天之節計
召連候様可被致候、
一、御引請四軒様へ御承知濟之御札、猶御頼旁
追々御留守居御使者を以被仰遣候事、御口上
書左二、

甚寒之節御座候処、弥御安全被成御座珍重
存候、然者今般拙者儀御同席へ罷出候二付
而者、以来殿中向之儀万端格別厚御心添被
下候様御頼申述候処、御承知被下忝次第存
候、右御札旁使者を以申述候、
右奉書半切、上包美濃紙折懸、上二手扣卜認、

十二月十八日

一、六半時御供揃二而、御服紗・御麻上下被為
召、御用番牧野備前守様御登城前為御逢被遊
御出、此度四品被蒙仰候御札御口上被仰述、
御席次第右御札被仰上度御願書御直二被差出、
御請取、畢而御退引被遊候事、

但右御願書御落手濟之御札勤者無之、
私儀四品被仰付候、御札御序之節申上
度奉願候、以上、

十二月十八日 南部遠江守

右御書面も昨夕御内覧相濟居候事、

一、今日備前守様二而御書院へ為御通之由、依
之御小書院通之儀被仰込、御承知二而、直御
同間二被遊御扣、御序之節備前守様御掛板迄
御送有之、

一、今日御出より御席御並方之通、両御供頭麻
上下着用罷出、外御供者是迄之通被召連、

一、御付添御留守居罷出、尤以来御登城并両山
御参拝御老中様方御逢御勤之節者、御並勤之
通御留守居御付供仕候事、

一、御逢濟、左之御書面昨夕御内覧相濟居候二
付、御表へ直差出候処、御落掌被成候、
私儀今度四品被仰付候、御札申上候節、
御太刀 一腰
御馬 代黄金拾兩 一匹

※6

右之通献上可仕哉、此段奉伺候、以上、
十二月十八日 南部遠江守

※6

(頭注)
「十九日
御付札

伺之通可有献上候、
例書

私儀今度四品被仰付候、御札申上候節、

公方様

大納言様へ

御太刀

御馬 代黄金拾兩

御台様

御簾中様へ

白銀

五枚宛
右之通献上可仕哉、此段奉伺候、以上、

十二月廿五日 織田出雲守

右之通文化十二亥年十二月廿五日、御用番
牧野備前守殿へ相伺候処、伺之通可有献上、

御台様・御簾中様へ者差上物二不及旨、御
差図之趣二御座候、以上、

十二月十八日 南部遠江守

私儀今度四品被仰付候、御札申上候節本寿
院様へ差上物之儀有如何相心得可申哉、此

段奉伺候、以上、

十二月十八日 南部遠江守

※7

(頭注)
「十九日
御付札

不及差上物候、
私儀今度四品被仰付候、御札申上候節、

※8

御年寄 女中
御表使 女中

右贈物之儀如何相心得可申哉、此段奉伺候、
以上、

十二月十八日 南部遠江守

※8

(頭注)
「十九日
御付札

不及贈物候、
例書

私儀今度四品被仰付候、御札申上候節、

白銀

忝枚宛
御本丸御年寄 女中

金

貳百疋宛
御表使 女中

白銀

忝枚宛
西丸御年寄 女中

右之通相贈可申哉、此段奉伺候、以上、

十二月廿五日 織田出雲守

右之通文化十二亥年十二月廿五日、御用番
牧野備前守殿へ相伺候処、不及贈物旨、御

右越前大奉書式ツ折、裏白、上封大美濃紙、

御奏者番不殘

御側衆不殘

高家肝煎衆

御留守居不殘

大目付不殘

兩町御奉行

御勘定奉行不殘

御目付不殘

御賴御先手當時明キ

浦賀御奉行

御同朋頭

林大学頭様

御賴奥御祐筆組頭

同奥御祐筆

右御方々へ之御口上振左二、

甚寒之節弥御堅固珍重存候、将亦今般拙者

儀四品蒙仰、難有仕合奉存候、右御吹聴以

使者 申達候、
申入候、

一、松平薩摩守様二者格別之御間柄二付、此度

之一件御請込御世話被進候事、

一、結構被蒙仰候二付、御同席之内左之御方様

へ万端御引受御世話之儀、御坊主衆を以御賴

被仰込候处、孰れも御承知之御答相濟候事、

松平陸奥守様

松平肥前守様

松平大膳大夫様

伊達大膳大夫様

一、御昇進二付為御知、御近親様・御両敬様、

其外為御取交有之分へ、向々より奉札を以被

仰進之、

但柳之間之御方様へ者、是迄之御挨拶も書
加差出候事、

一、惣御賴之者へも夫々為知候向へ者、御留守
居より紙面差出候事、

一、今日為恐悦参上之御坊主衆并其外へ御料理
中酒付二而被下、御目錄者追而差遣候事、

十二月十七日

一、御用番牧野備前守様御退出、御勝手へ野中
鉄与罷出、公用人長谷川健左衛門出会、左之
趣申込、

遠江守儀、此度四品被仰付候二付、右御礼
願書進達被致度、依之明日御登城前御逢も
被下候得者罷出申度被奉存候、

右之段申達候处、備前守様へ可申聞旨二而引
入、無程罷出、明朝登城前御逢可被申二付五
時頃被成御出候様申聞候、右二付左之御書面
類入御内覽候段申述差出候处早速御内覽相濟
思召無之二付表へ可被差出旨申聞、尤明日付
之御書面者明朝表へ被差出候様被申聞候二付、

今日付之分御表へ差出候处御落手被成候、

私儀今度四品就被仰付候、以後大広間へ出
席可仕候、此段御届申上候、以上、

十二月十七日 南部遠江守

※4 私儀四品被仰付候二付、勤向諸事同席並合
之通相心得可申哉、此段奉伺候、以上、

十二月十七日 南部遠江守

※4 (頭注)
「十八日 御付札
可為伺之通候、」
例書

私儀四品就被仰付候、勤向諸事同席並合之

通相心得可申哉、猶追々取調可申上候得共、
先此段奉伺候、以上、

十二月廿四日 織田出雲守

右之通文化十二亥年十二月廿四日、御用番牧
野備前守殿へ相伺候候处、伺之通相心得、廉立
候儀者其時々可相伺旨、御差図之趣二御座候、
以上、

十二月十七日

南部遠江守
私儀四品被仰付候得共、供廻之儀者家
格之通召連候内左之通、
下馬より下乗迄

一、侍 六人

一、草履取 一人

一、挾箱持 三人

一、陸尺 四人

一、押 一人

一、雨具持 一人

一、雨天傘持 一人

下乗より御玄關迄

一、侍 三人

一、草履取 一人

一、挾箱持 一人

但中ノ御門外へ残置

一、押 一人

一、雨具持 一人

一、雨天傘持 一人

右四品中召連可申候得共、当節柄相成丈
減少可仕候、此段奉伺候、以上、

十二月十七日 南部遠江守

※5 (頭注)
「廿九日

漉流之御同席

松平左京大夫様

松平摂津守様

松平大学頭様

同 掃部頭様

松平播磨守様

右御方々様へ之御口上書左之通、尤漉流之御方様へ者翌日御使者被差出候事、

甚寒之砌御座候处、弥御安全被成御座珍重存候、然者拙者儀今般四品蒙仰、難有仕合奉存候、以来御同席へ罷出候間、殿中向万端御心添被下候様致度存候、右御吹聴御頼旁以使者申述候、

南部遠江守使者

名前

※1

〔付箋〕
「御口上書、四品大廊下之御方但今三段二相成様候へ共、是ハ最初之通一樣二而宜哉二相考申候、」

一、御同席之内四品之御方様へ左之口上書甚寒之砌御座候处、弥御安全被成御座珍重存候、然者拙者儀今般四品蒙仰、難有仕合奉存候、以来御同席へ罷出申候間、殿中向之儀万端格別御心添被下候様致度存候、右御吹聴御頼旁以使者申述候、

南部遠江守使者

名前

一、大廊下左之御方様へ翌日御留守居御使者被差出、御口上書左之通、

松平加賀守様
同 筑前守様
松平越前守様

松平阿波守様

松平三河守様

松平相模守様

松平左兵衛督様

松平兵部大輔様

右御方様へ之御口上書

甚寒之砌御座候处、弥御安全被成御座珍重存候、然者拙者儀今般四品蒙仰、難有仕合奉存候、此段吹聴以使者申述候、

南部遠江守使者

名前

一、加州様、先日中納言二被任候二付、御文言之内私御安泰申上候と取調候事、

一、御間柄之御方様へ者御両敬文二取調候事、

一、御用済大小御目付様へ御案内御切紙、御仲小姓使を以差出之、左之通、

以手紙令啓達候、然者拙者儀今日致登城候处、格別之以思召四品被仰付、難有仕合奉存候、右為御案内如此御座候、以上、

※2

十二月十六日
堀 伊豆守様
岩瀬修理様

※3

尚以御同役中へも御通達可被下候、

〔頭注〕

※2 「此御文通より令ト認ル事、」

〔付箋〕

※3 「御直紙二及申間敷候、表御使者御案内可然ルへき事ハ奉札二而も宜ト奉存候、」

右御端書者大目付様へ計、

一、左之御方々様へ追々御吹聴御取次御使者并平御使者を以被仰遣之、尤口上勤、

日光御門主様

尾張中納言様

紀伊宰相様

水戸中納言様

同前中納言様

甚寒之節御座候得共、弥御勇健被成御座珍重御儀奉存候、将亦今般私儀四品蒙仰、難有仕合奉存候、右御吹聴以使者申上候、一、京都御所司代・大坂御城代へ者御使札、左之通、

一筆致啓上候、公方様益御機嫌能被成御座恐悦奉存候、将亦貴様弥御堅固可被成御勤珍重之御事存候、然者拙者儀今般四品被仰付、難有仕合奉存候、此段為可申述如斯御座候、恐惶謹言、

南部遠江守

信順 御判中

十二月十六日

脇坂淡路守様

人々御中

大坂御城代へ左之通、

一筆致啓上候、公方様益御機嫌能被成御座恐悦奉存候、将亦貴様弥御堅固可被成御勤珍重存候、然者拙者儀今般四品被仰付、難有仕合奉存候、此段為可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

南部遠江守

信順 御判中

十二月十六日

土屋采女正様

人々御中

脇坂淡路守様	南部遠江守
土屋采女正様	南部遠江守

大目付

跡部甲斐守様

土岐丹波守様

堀伊豆守様

柳生播磨守様

筒井肥前守様

寄セ御目付

岡部駿河守様

一、今日被仰渡之趣、大広間御杉戸際ニ而御直ニ被仰達候ニ付、中ノ口ニ被付置候御仲小姓走り使へ、御用済御注進左之手札相渡、

四品被蒙
仰候、

宮寺直記

一、松平薩摩守様より御付使者半田嘉藤次御城へ被差出候ニ付、於同所御用済之御次第御直ニ被仰合之、

一、結構被蒙仰候ニ付、御近習御供之者上下着替御玄関前迄罷越、御先箱マツ下乗へ操入、内マツ者中ノ御門外迄操入、御退出之節御供仕候事、尤御用済大目付様へ伺相入、御目付大久保右近将監様御差図御箱操込、当番御小人目付御門断等取計之、右ニ付御小人目付春日井忠次郎・津田一三郎出張居、諸事差引致候事、

一、御退出、掛御用番牧野備前守様へ、為御礼御口上ニ而左之通被仰置、

今般格別之以思召四品被仰付、難有仕合奉存候、為御礼致参上候、

一、御若年寄御月番鳥居丹波守様へ者、御留守居御使者口上勤、

今般格別之以思召四品被仰付、難有仕合奉存候、依之以使者申達候、

一、御非番御老若様へ御風吹聴為聴一通之御使者、御留守居相勤之御口上書、

私儀格別之以思召四品被仰付、難有仕合奉存候、此段以使者申上候、

南部遠江守

御若年寄

拙者儀格別之以思召四品被仰付、難有仕合奉存候、此段以使者申達候、

南部遠江守

右奉書半切、上包美濃紙折懸、御名、

南部遠江守

一、毛利様御近例・織田様御先例者、御非番御老中様・御直勤若年寄様へ者御使者之仕来ニ候处、当節御老若様御居屋敷去ル十月之大地震ニ而潰亦者御類焼等ニ付遠方御下屋敷ニ御住居被成候、旁御礼勤之儀大目付様へ御問合致候处、御用番へ計御直勤被成候様御差図有之、

但松平薩摩守様此間御差之御腰之物御拝領之御御例勤御問合之上、御月番へ計御直勤、御若年寄御月番へ者御使者被差出候御例も有之候ニ付、右之通ニ而御非番方へ者御礼御使者も不被差出、全御自分限之御吹聴御使者ニ候事、

一、今日於御城差掛り御坊主部屋御借用被成、御小弁当為御持、諸事御頼御坊主渡辺宥斎へ為取計候事、

一、御用済之上、大御目付様へ御直ニ御坊主を

以御達之上、大広間へ御出席被遊候事、
一、御同席御一統様へ御吹聴御頼旁、即日御留守居御使者被差遣之、左之通、

松平薩摩守様

松平陸奥守様

松平肥前守様

松平大膳大夫様

同 長門守様

松平安芸守様

同 上総介様

細川越中守様

同 右京大夫様

藤堂和泉守様

同 大学頭様

松平美濃守様

同 下野守様

松平内蔵頭様

有馬中務大輔様

美濃守様

松平土佐守様

松平出羽守様

松平大和守様

佐竹右京大夫様

上杉弾正大弼様

伊達遠江守様

同 大膳大夫様

立花飛騨守様

宗 对馬守様

丹羽左京大夫様

同 越前守様

松平右近将監様

松平大藏大輔様



(表紙題箋)
「四品御昇進一件 上」

安政二乙卯年十二月十五日

一、夕七時、御老中様御連名之御奉書御到来、
御取次請取之御用人へ差出、
御用之儀候間、明十六日四時可有登城候、
以上、

十二月十五日

南部遠江守殿

南部遠江守殿

堀田備中守
阿部伊勢守
牧野備前守
久世大和守
内藤紀伊守

右之通御到来二付、早速御請書御用番牧野備前

守様へ御留守居御使者を以被差出、左之通、
御連書拝見仕候、御用之儀御座候間、明十六
日四時登城可仕旨被仰下奉畏候、恐惶謹言、

南部遠江守

十二月十五日

信順 御判小

堀田備中守様
阿部伊勢守様
牧野備前守様
久世大和守様
内藤紀伊守様
参人々御中

南部遠江守

堀田備中守様
阿部伊勢守様
牧野備前守様
久世大和守様
内藤紀伊守様

右料紙越前中広奉書、上包大美濃紙折懸ケ、
御双方御名右之通、

一、御頼大小御目付様へ御案内御剪紙、御仲小
姓使を以被遣之、左之通、

以手紙致啓達候、然者只今御老中連名之奉
書到来、御用之儀御座候間、明十六日四時
登城可致旨被仰下候、依之於殿中御心添可
被下候、右御頼可得御意如此御座候、以上、

十二月十五日

堀 伊豆守様

岩瀬修理様

尚以御同役中へも御通達可被下候、已上、

右端書者大目付様へ計認之候事、

一、御頼御先手様へも為御知御留守居奉札差出
候手續之處、此節御頼明キ二付其儀無之、

一、御懇意御坊主衆へ右為御知、且明日殿中二
而御取持被下候様頼御留守居奉札差出候事、

十二月十六日

一、御用召御登城二付、今朝表御門前并御玄関
前三ツ組飾手桶差出、御門番人看板相改候儀、
向々掛リ二而取計候事、
一、今朝五時早々御供揃二而御登城被遊、御召
料服紗・御半袴之事、
一、御留守居宮寺直記、先達而御城へ罷出、当
番所へ手札差出御待受仕居候事、
一、無程御登城二付御廊下へ御出迎、左候而御
目付様へ左之手札差出之、

御用召二付致
登城候、 南部遠江守

一、巳ノ半刻過、於御白書院縁類御老中方御列
座、御用番牧野備前守様左之通被仰渡、御請
被仰上御退座、

南部遠江守

其方儀昇進之御沙汰二者難被及筋二候得共、
常々勤向精勤、其上御由緒柄、彼是格別之
以思召、今般四品被仰付候、尤其身二限り
たる事二候条可被得其意候、

一、被仰渡之節御出席

牧野備前守様
堀田備中守様
阿部伊勢守様
久世大和守様
内藤紀伊守様

御奏者御当番
松平駿河守様

【資料紹介】

八戸藩「四品御昇進一件」(一)

歴史分野(本田伸・竹村俊哉)

近年、県内では『青森県史』をはじめとする自治体史編さん事業が精力的に行われ、新資料の掘り起しが進められている。当館歴史分野もそうした事業に積極的に協力しており、得られた情報や成果を、調査研究・資料収集・展示構成などに活用している。ここではその一環として、幕末の八戸藩の動向を知る上で重要な青森県立図書館蔵「四品御昇進一件」を紹介する。

本書は、天保九年(一八三八)、鹿兒島藩島津家から八戸南部家の養嗣子に迎えられた島津篤之丞(九代藩主南部信順)が、天保十三年の家督相続から十三年後の安政二年(一八五五)に位階昇進を果たしたのに伴い、八戸藩の江戸留守居役が作成した儀礼の記録である。

近世の大名家格は厳密に定められており、一部の例外を除いて、一個の家がたどりつける位階には上限があった(「極位極官」)。家格決定の主な要素には①位階 ②將軍との親疎関係 ③江戸城内の座席(殿席・伺候席)などがあり、これに、知行高や居城の有無などが勘案された。八戸南部家の場合、寛文四年(一六六四)の藩政開始以来、位階は従五位下と定められた。二代藩主南部直政は外様大名ながら將軍綱吉の側近となり、②の点では例外的に扱われたが、位階は「従五位下」、座席は「柳之間詰」と変化がなく、知行高・居城も、二万石・陣屋大名のままだった。直政個人への恩典が、家格上昇に結びついたわけではなかったのである。

近世後期、大名間では家格上昇熱が高まり、

激しい競争を展開した。北奥大名を例に取れば、弘前津軽家は蝦夷地警備の功績を主張して従四位下・侍従への昇進を果たし、家格では盛岡南部家と並んだ。これに刺激された盛岡藩士・下斗米秀之進が、弘前藩九代藩主津軽寧親の襲撃を企てて逮捕・処刑された「相馬大作事件」は有名だが、当の津軽家でも、十代藩主津軽信順が自家の家格を過大評価し、禁じられた乗物を使用して逼塞処分を受けている(轅輿事件)。家格は名誉を誇示するツールであるとともに、当事者の行動を規制する力でもあった。

八戸南部家も、八代藩主南部信真の時に「城主格」への昇進運動を展開した。文化六年(一八〇九)二月、老中松平信明に築城を内願したのを皮切りに約三十年間、幕府へ働きかけを行った。結果、天保九年十月、信真の誓願はようやく認められ、沿岸警備の功績を理由に「城主格」昇進を許された(ただし築城は認められなかった)。その背景に、島津家との縁組実現があったのは疑いないところである。信順の八戸入りについては、実父島津重豪と実姉寔子(徳川家斉の正室広大院)の強い意向があった点が、関係書簡の検討により明らかにされている(藤田俊雄「八戸藩南部家における婚姻について」、『八戸市博物館研究紀要』一〇、一九九五年)。また、八戸南部家の家格上昇・位階昇進に「御由緒柄」、すなわち信順の血縁関係が影響を与えた可能性が指摘されており(千葉一大「八戸南部家にみる大名の家格問題」、『八戸市博物館研究紀要』二三、二〇〇九年)、注目される。かつて阿部善雄氏は「大名の叙位をめぐる文書」(『古文書研究』第三号、一九七〇年)で本書を取り上げ、昇進内示から老中下達、関係

者への周知と進物のやりとり、將軍への御礼言上、京都での口宣頂戴など、信順の昇進儀礼に関わるさまざまな過程を詳解した。氏はその冒頭で「禁裏・柳営関係の文書を多数収めているから、きわめて貴重なものといえる」「他の大名にあつては、口宣案や位記が現存していることも少なくないが、このように江戸および京都における関係文書を残している場合は、むしろ稀であろう」と、本書の内容を高く評価している。しかし、全体の解説文がなく、写真掲載もごく一部に留められている。本稿は、解説文を中心に、全体像を示すことを目的としているが、紙幅の関係から、本年度は上巻のみを掲載した。なお、本稿作成に際しては、青森県立図書館の児玉初美氏、青森県史編さんグループの堀内久子氏に特段の配慮をいただいた。この点、記して謝意を表したい。

【凡例】

- (1) 助詞「江」「夕」は、ひらがなで「へ」「より」とした。「者」「而」はそのま
- (2) 校訂者注は、当該の字句の脇に()で示した。
- (3) 原文書にある付箋・貼紙などは※で位置を示し、「」に内容を記した。
- (4) 本文中の台頭・平出は行わなかった。闕字については字間を詰めた。但し、儀礼の書式に関わる場合はその限りではない。

【所蔵】 青森県立図書館(第四七〇四九号)

【分類】 貴重一二二・一